

No.	項 目	主体	支援内容	支援対象経費等	問い合わせ先
4	地域コミュニティ施設等再建支援事業	町	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援 ※具体例：神社、お堂、祠 等 次の要件をすべて満たすもので、復旧が必要と町が認定する施設等 ①町の区域内に存在している施設 ②専ら地域の住民が利用する施設 ③専ら地域の住民が交代で維持・管理している施設 ④祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用を継続する施設	【建替】：本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外溝工事、地盤復旧改良工事、設計監理委託に要する経費 【修繕】：建物本体、付帯設備及び外溝の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費 補助率：支援対象経費の 1 / 2 以内 補助上限：1件あたり1,000万円 ※原形復旧が原則です。	生涯学習課 ☎72－0443 健康福祉課 （慰霊碑に関すること） ☎72－1229
5	自治公民館再建支援事業	町	被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を支援 次の要件をすべて満たすもので、復旧が必要と当該地域が属している町長が認める施設 ①町の区域内に存在している施設 ②専ら当該地域（集落）の住民が利用する施設 ③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、集落又は自治会等で設置し、自主的に管理・運営している施設等 ④社会教育法に規定する公民館の事業に概ね準じた活動に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等	【建替】：本体工事、付帯設備工事、外溝工事、地盤復旧工事、設計監理委託費及び建替に必要な解体に要する経費 【修繕】：建物本体、付帯設備及び外溝の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託費に要する経費 補助率： 認可地縁団体が所有 3 / 4 以内 認可地縁団体以外が所有 1 / 2 以内 ※原形復旧が原則です。	生涯学習課 ☎72－0443
6	消防団詰所等再建支援事業	町	地域消防力の機能回復を促進するため、被災した消防団詰所等のうち、町及び町以外の民間団体等の所有施設の復旧に要する経費	消防団詰所（消防車両や資機材の収納場所と消防団員の待機場所を併設した施設）及び消防車両格納庫の復旧に要する経費 補助率：対象経費の 1 / 2	総務課 ☎72－1111
7	認可外保育施設利用者支援事業	町	認可外保育施設の保育料の全部又は一部を支援	補助率：住宅が全壊・大規模半壊世帯は全額、半壊世帯は半額を補助	健康福祉課 ☎72－1229
8	放課後児童クラブ利用者支援事業	町	民営の放課後児童クラブの利用料の全部又は一部を支援	補助率：全壊・大規模半壊世帯は全額免除又は 10/10 助成 半壊世帯は半額免除又は 1/2 助成	

その他の事業

No.	項 目	主体	支援内容	支援対象経費等	問い合わせ先
9	住宅再建支援（二重ローン対策）事業	県	既存の住宅債務と新たな債務を組んで住宅を再建する場合の二重債務（二重ローン）の利子負担を軽減する事業	補助率：10/10、補助上限：50万円	健康福祉課 ☎72－1229
10	生活再建住宅支援事業（住宅耐震化支援事業）	県	被災した家屋や耐震性が不足する家屋の耐震化を促進するため、耐震診断費用を支援	・図面なし 本人負担 19,000 円 ・図面あり 本人負担 5,500 円	建設課 ☎72－1145
11	被災生徒授業料等減免補助事業	県	授業料等の減免を行った県内の私立幼稚園を支援（個人を支援するものではありません）	補助率：住宅が全壊・大規模半壊世帯は全額、半壊世帯は半額を補助	学校教育課 ☎72－0443

山都町
YAMATO CHO
KUMAMOTO/JPN

平成28年熊本地震復興基金交付金交付申請の手続きについて

熊本県では、平成28年熊本地震からの創造的復興を図るため、昨年12月に熊本地震復興基金（523億円取崩型）を創設し、被災者の負担軽減を図るため、市町村間の不均衡が生じないよう県が統ルールを定めて配分することとしています。

年度末、各区長・世話係の皆さまに該当する事業の事前調査をお願いし、調査票を提出していただいておりますが、申請受付の準備が整いましたので、下記の交付対象支援事業をご確認のうえ、該当する項目の問合せ先へ申請手続きをお願いします。

※3月の事前調査で報告いただいていない方も、申請の受付は可能です。

各支援事業の詳しい内容や交付申請の手続き等について、ご不明な点がございましたら、下表の各問い合わせ先にお尋ねください。

※交付金の支援対象となる事業は、熊本地震及び熊本地震に起因するものとなります。

また、「すでに着工しているもの」、または「復旧が完了しているもの」も対象となります。

※申請や実績報告などの手続きには施工前、施工中、施工後の写真の添付が必要です。

なお、施工前、施工中の写真がない場合は、各問い合わせ先にお尋ねください。

※新たな支援メニューが追加された場合は、随時、広報やまと及び山都町ホームページ等でお知らせします。

◎交付対象支援事業◎

平成 29 年 6 月 15 日現在

No.	項 目	主体	支援内容	支援対象経費等	問い合わせ先
1	被災宅地復旧支援事業	町	早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図り、個人住宅の再建築による生活再建を支援するため、 <u>国庫補助制度に該当しない被災者が行う復旧工事に対する費用の一部を支援する。調査設計費も対象</u> に含む。 ※詳細は本誌 8 ページをご覧ください。	【対象】 ・法面、擁壁、地盤の復旧工事 ・地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事 補助率：補助対象工事費から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額 限度額：633万 3,000円	建設課 ☎72－1145
2	地域水道施設復旧事業	町	安定した水道水の提供を早急に受けられるようにするため、熊本地震で被害を受けた <u>組合営（民営）水道施設の災害復旧事業（補助制度なし）に要する経費の一部</u> を支援する	国庫補助の対象とならない組合営（民営）水道施設に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設等を原型復旧するために要する経費 補助率： 公営水道と統合する場合 8 / 10 統合しない場合 1 / 2	環境水道課 ☎72－4002
3	農家の自力復旧支援	町	被災した農地のうち <u>国庫補助事業の対象とならないもの</u> について、農家が自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地及び耕転等に要する経費（ <u>多面的機能支払交付金、中山間地域等直接交付金を活用して復旧した農地を除く</u> ）	作業機械借上料、機械オペレータ賃金、材料費、その他必要経費 補助率：1 / 2 以内 補助上限：20万円/箇所 対象者：農地を管理する個人、集落又は自治会	農林振興課 ☎72－1136